

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務 年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)、国民年金法施行令(昭和34年5月25日政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年4月23日厚生省令第12号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月法律第166号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)その他関連する法律等の規定による厚生労働大臣から市に法定受託事務として受託された事務及び協力連携に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。 【特定個人情報を取扱う事務】 1. 国民年金資格の取得、喪失、種別の変更、氏名変更、住所変更等に関する事務 2. 任意加入(高齢任意加入を含む)及び資格喪失に関する事務 3. 年金手帳の再交付に関する事務 5. 保険料の免除等申請に関する事務 6. 付加保険料納付、辞退等の申出に関する事務 7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等に関する事務 8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢人加入を含む)の死亡の届出に関する事務 9. 法定免除等の届出に関する事務 10. 協力連携業務 ・資格取得時等の納付督励等 ・制度周知等に関する相談 ・各種情報提供 ・その他地域の実情を踏まえた協力 11. 年金生活者支援給付金(老齢給付金、補足的老齢給付金、障害給付金、遺族給付金)の請求に関する事務 12. 年金生活者支援給付金受給資格者の収入状況等を提供することに関する事務
③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の31、62、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第47条、第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金室
②所属長の役職名	保険年金室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-2148

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

名張市役所 市民部 保険年金室
〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
電話:0595-63-2148

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か

[1万人以上10万人未満]

<選択肢>
1) 1,000人未満(任意実施)
2) 1,000人以上1万人未満
3) 1万人以上10万人未満
4) 10万人以上30万人未満
5) 30万人以上

いつ時点の計数か

令和5年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か

[500人未満]

<選択肢>
1) 500人以上 2) 500人未満

いつ時点の計数か

令和5年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

<選択肢>
1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7445	名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-2148		
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合わせ 連絡先	三重県名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7445	名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-2148		
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	平成30年10月31日 時点		
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	平成30年10月31日 時点		
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	國分 幸	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	国民年金担当室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	II. 1. 一つの時点の計数か	平成30年10月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II. 2. 一つの時点の計数か	平成30年10月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	I. 1. ①事務の名称	国民年金に関する事務	国民年金に関する事務 年金生活者支援給付金に関する事務	事後	取り扱う事務の追加
令和1年6月21日	I. 1. ②事務の概要	国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)、 国民年金法施行令(昭和34年5月25日政令第184号)、 国民年金法施行規則(昭和35年4月23日厚生省令第12号)、 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月法律第166号)その他関連する法律等の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) に基づき、厚生労働大臣から市に法定受託事務として受託された事務及び協力連携に関する事務を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) の規定に従い、国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)、 国民年金法施行令(昭和34年5月25日政令第184号)、 国民年金法施行規則(昭和35年4月23日厚生省令第12号)、 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月法律第166号)、 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)その他関連する法律等の規定による厚生労働大臣から市に法定受託事務として受託された事務及び協力連携に関する事務において、 特定個人情報を取り扱う。	事後	取り扱う事務の追加
令和1年6月21日	I. 1. ②事務の概要 【特定個人情報を取扱う事務】	【特定個人情報を取扱う事務】 1. 被保険者(第2号、第3号被保険者を除く)の資格の取得、喪失、種別の変更、氏名、住所の変更等に関する届出書を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。 2. 任意加入(高齢任意加入を含む)及び資格喪失の届出を受理し、届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。 3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。 4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。 5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。 6. 付加保険料納付、辞退の届出または該当、非該当の届出を受理し、届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。 7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。 8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢加入を含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。 9. 法定免除等の申請(届出)書を受理し、申請(届出)に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。 10. 協力連携業務 ・資格取得時等の納付督促等 ・制度周知等に関する相談 ・各種情報提供 ・その他地域の実情を踏まえた協力	【特定個人情報を取扱う事務】 1. 国民年金資格の取得、喪失、種別の変更、氏名変更、住所変更等に関する事務 2. 任意加入(高齢任意加入を含む)及び資格喪失に関する事務 3. 年金手帳の再交付に関する事務 5. 保険料の免除等申請に関する事務 6. 付加保険料納付、辞退等の届出に関する事務 7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等に関する事務 8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢加入を含む)の死亡の届出に関する事務 9. 法定免除等の届出に関する事務 10. 協力連携業務 ・資格取得時等の納付督促等 ・制度周知等に関する相談 ・各種情報提供 ・その他地域の実情を踏まえた協力 11. 年金生活者支援給付金(老齢給付金、補足的な老齢給付金、障害給付金、遺族給付金)の請求に関する事務 12. 年金生活者支援給付金受給資格者の収入状況等を提供することに関する事務	事後	取り扱う事務の追加
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	国民年金担当室長	保険年金室長	事後	人事異動による役職変更
令和2年6月5日	II. 1. 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月5日	II. 2. 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月7日	II. 1. 一つの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月7日	II. 2. 一つの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年5月31日	II. 1. 一つの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月31日	II. 2. 一つの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	